

特殊詐欺に注意!!



～「それ本当!?!」「電話でお金の話」は詐欺!～

「〇〇の料金が未払いです。
支払わないと裁判になりますよ。」



心当たりがなければ
詐欺です!



児童虐待の防止!!

～児童虐待の早期発見にご協力を!地域で児童を守りましょう～

児童虐待とは?

保護者が、その監護する児童(18歳に満たない者)に対して行う次のような行為をいいます。

■ 身体的虐待

- ・ 首を絞める、殴る、蹴る
- ・ 縄などにより拘束する 等

■ 性的虐待

- ・ 性的暴力、性的行為を強要
- ・ 教唆(きょうさ)する 等

■ 怠慢又は拒否(ネグレクト)

- ・ 乳幼児を家の中に長時間放置する
- ・ 適切な食事を与えない 等

■ 心理的虐待

- ・ 暴力的な言動により児童を脅す
- ・ 児童の面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力を繰り返す 等



児童虐待かなと思ったら

「児童虐待の防止等に関する法律」では児童虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、速やかに児童相談所などに通告しなければなりません。

■ 地域で…

- ・ 虐待行為そのものを目撃した
- ・ たたく音や叫び声を聞いた 等

■ 児童の様子…

- ・ 不自然な傷が多い
- ・ 不自然な時間に出歩いている
- ・ 衣服や身体が非常に汚れている
- ・ いつもおなかをすかせている 等

■ 親の様子…

- ・ 児童が、けがや病気になっても、医者に診せようとしない
- ・ 乳幼児を置いたまま、度々外出している 等

虐待されていると思われる児童を発見したときは、こども家庭センター(児童相談所)、各市町の相談窓口、福祉事務所、又は警察にお知らせください。

全国共通ダイヤル

1

8

9

番へ

～189番にかけると、お近くのこども家庭センターにつながります。～